

## 瑞江ホームさわやか相談室運営規定

### (目的)

第1条 社会福祉法人瑞光会（以下「事業者」という）が設置する在宅介護支援センター瑞江ホームさわやか相談室に開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の介護支援専門員その他の従事者（以下「介護支援専門員」という）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し適正な事業の運営を図る事を目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、配慮して行われるものでなければならない。

2 事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立におこなわなければならない。

4 事業の運営に当たっては、江戸川区その他関係区市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携につとめなければならない。

### (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名称 瑞江ホームさわやか相談室

二 所在地 東京都江戸川区瑞江 1-3-13 瑞勝ビル2階

(職員の配置)

第4条 事業所に次の職員を置く。

- 一 管理者 常勤職員 1 名 (介護支援専門員兼任)
- 二 支援専門員 常勤職員 1 名以上 (内兼務職員含む)
- 三 事務員その他必要な職員 常勤職員 1 名以上 (内兼務職員含む)

(職 務)

第5条 管理者は事業所の兼務を統括する。

- 2 介護支援専門員は、上司の命をうけ、居宅サービス計画の作成等事業所の業務に従事する。
- 3 事務員そのほか必要な職員は、事業所の事務その他の業務に従事する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日まで  
ただし休日 (12月29日から1月3日までを含む) を除く。
- 二 営業時間 午前8時45分から17時まで  
ただし、瑞江特別養護老人ホームの連携により、24時間連絡が可能な体制とする。

(身分証の携行)

第7条 事業所は、介護支援専門員に身分証明書を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくは、その家族から求められた時はこれを提示させるものとする。

(利用料等)

第8条 指示居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、当該居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

- 2 第12条で定める通常の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、区域を越えて事業所から、片道おおむね1キロメートル以上の場合、1キロメートルにつき10円を徴収する。

- 3 前項の費用のしはらいを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるとする。

（事業の基本的取扱方針）

第9条 事業は、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防資するように行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

- 2 事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の室の評価を行い、その改善を図らなければならない。

（事業の提供方法等）

第10条 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めるものとする。

- 2 介護支援専門員が使用する課題分析票は、利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用し、利用者の有するの能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 3 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面談して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し理解を得なければならない。
- 4 介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。

- 5 介護支援専門員は、瑞江ホーム等で開催するサービス担当者会議、担当者に対する照会等により、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 6 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について、利用者又はその家族に対して説明をし、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 7 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、おおむね月1回程度訪問することにより利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- 8 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入所又は入院を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行なうものとする。
- 9 介護支援専門員は、介護保険施設等から退所又は退院しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- 10 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更にあたっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、原則として特定の時期に偏ることなく、計画的に指定居宅サービス等の利用が行なわれるようにしなければならない。
- 11 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更にあたっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービスまたは福祉サービス、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の理容も含めて居宅サービス計画上に位置づけるよう努めなければならない。

- 12 事業の実施に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。

(秘密保持)

第11条 介護支援専門員等は、社会福祉法人瑞光会就業規則に定めるとおり、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を、在職中及び退職後も他に漏らしてはならない。

- 2 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の地域の実施地域は、江戸川区内とする。

(基準の遵守)

第13条 この規定の定める事項のほか指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準（厚生省令第38号）に定めるところにより事業を実施することとし、これを遵守するものとする。

(虐待防止についての留意事項)

第14条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催し従業員に周知徹底を図る。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。

## 附則

この規定は、平成12年4月1日から施行する。ただし、準備要介護認定とうに係る準備居宅サービス計画とうについては、平成11年10月1日から適用する。

- |            |                            |
|------------|----------------------------|
| 平成18年6月30日 | 介護支援専門員従事者数変更にもなう改定・同日施行。  |
| 平成19年3月01日 | 介護支援専門員従事者数変更にもなう改定・同日施行。  |
| 平成19年3月09日 | 管理者変更にもなう改定・平成19年04月01日施行。 |
| 平成24年4月16日 | 介護支援専門員従事者数変更にもなう改定・同日施行。  |
| 平成24年7月01日 | アセスメント方式の変更にもなう改定・同日施行。    |
| 平成27年4月01日 | 介護保険法改定にもなう改定・同日施行。        |
| 平成30年3月29日 | 介護保険法改定にもなう改定・平成30年4月1日施行。 |
| 令和3年4月1日   | 介護保険法改定に伴う改定・同日施行。         |
| 令和6年4月1日   | 介護保険法改定に伴う改定・同日施行。         |
| 令和6年8月1日   | 住所変更に伴う改定・同日施行             |